

事務職員の方にお渡しください。

MOC 通信



『マリン・オフィス・クラブ (Marine Office Club)』(略称: MOC・モック)は、1985年、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」のスローガンの下、神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成されました。定期的な業務研修会やBBQ・スポーツ大会・忘年会等のイベントを企画運営し、会員の親睦とスキルアップを図ることを主な活動内容としています。

毎年、研修やイベントを続々と企画していますので、興味のある方は是非ご参加ください。また、ホームページ (<http://moc-lo.net/>) では、本紙面では伝えきれない情報や研修・イベントの案内等を発信し、同時に入会申込、研修申込、質問等も承っております。皆さんからのアクセスお待ちしております。



春のBBQを開催しました！

今期、MOC企画として4月6日(土)に二俣川にあるこども自然公園(大池公園にて)毎年恒例、春のBBQを行いました。

先ずは参加して下さった皆様に御礼申し上げます。

自然公園の桜の木は老木化と衰退のため剪定が行われており例年より花の数が減ってしまい少し残念ではありましたが、当日は天候にも恵まれ、ますますの御花見日和となりました。普段あまりお会いする機会の無い方々やお子さんを連れてご参加頂いた方、初めてBBQにお越し頂いた方など、近況報告など会話が弾み、楽しいひと時を過ごして頂けたように思います。特に事務員歴の短い方や各事務所の事務局さんとの交流があまり無い方々との交流ができるのもBBQの良さではないかと思えます。ひとしきり食べた後は、軽くスポーツをしたり、テーブルを囲んで更に日々のお仕事に関するお話しをするなど、みなさま思い思いにBBQを満喫し、本当に楽しい一日を過ごすことが出来ました。

例年秋にも金沢の海の公園でBBQを行っています。今回都合によりご参加頂けなかった方はぜひとも秋のBBQには振るってご参加下さい。役員一同、気合いを入れて準備しますので、MOC 会員の方のみならず、ご家族などお誘いの上、是非ともご参加頂ければ嬉しい限りです。それでは、以下、ご参加頂いた方の感想です。

2年ほど前、出産のため退職しましたが、半年に一度、家族でBBQに参加するのを楽しみにしています。今回も、家族ともども温かく迎えていただき、沢山の

もてなしをいただき、嬉しかったです。本当にありがとうございました。
人見知りの強い息子も会長と服部さんにボール遊びに誘っていただいたのが実は嬉しかったらしく後で思い出して話していました。お食事については、チキンや燻製が特に美味しかったです。退職して、少し寂しいこともあります。このような場に参加させていただき、久しぶりに皆様とお会いすると元気が出ます。また秋にも参加させてください。楽しみにしています。次もお天気だと良いですね！

日置智香

当日は、お天気も良く、桜も咲いていて、とても気持ちの良い日で、こういうのをバーベキュー日和というのかな？などと考えるくらい、良い日和でした。私は、バーベキューがあまり好きではありませんでしたが、何故か今回は参加したくなり、参加させていただきました。

モックの方々、1週間前に研修に参加したので、その時少しお話をさせて頂いた方をはじめ、初めてお会いする方も、みなさん気さくに話しかけてくださり、一人で参加したにもかかわらず、皆さんと前から知り合いかのように、打ち解けさせていただきました。お仕事で、今、自分が難しく、誰に聞いたらいいのかすら解らないことを質問したり、素朴すぎて恥ずかしいような質問も、色々な人が、色々な意見や考えを教えてください、とても参考になりました。

バーベキュー自体も、お肉や焼き物がとてもおいしく、ワインも飲んだことないような、おいしいワインで、ちょっと飲みすぎてしまったかもしれませんが、最高に楽しいバーベキューでした。バーベキューに対する意識が、全く変わりました。本当に良かったです。

弁護士法人アルカディア |

第3回「資料収集」研修会を開催しました！



3月29日（金）に今期第3回目の研修を横浜合同法律事務所にて行いました。

今回私柳原が会長になって初めて講師をさせていただきました。21名の参加者を迎え、MOCらしい和気あいあいとした研修ができたのではないかと思います。

資料収集ということでしたが、今回は「23条照会」「不動産についての書類」をメインに研修を行いました。2

3条照会については、日頃から弁護士会からの情報をみんなで共有することが大切であることや、不動産についての書類については、今更ながら読み方が間違っていた漢字があることに、講師ながらとても勉強になりました。ご参加された皆様ありがとうございました。

23条照会と登記について、実務における注意点などをご説明いただき、とても勉強になりました。研修で学んだことを、実際にお仕事の中で活かすことができると思います。また、研修に参加されている方から色々な体験談をお聞きできて、興味深かったです。最初は研修内容についていけるか不安だったのですが、みなさん丁寧に説明くださったので、大変学びの多いものとなりました。

横浜はばたき法律事務所 上原鈴菜

3月29日に行われた資料収集の研修に参加しました。

今回は資料収集の中でも、23条照会と不動産についての書類にテーマを絞ったゼ

ミ形式で行われ、取り寄せをするうえでの注意点とか「うちではこうしてるよ」と言うようなコツなどが聞けてとても参考になりました。また23条照会は弁護士会によってかかる費用が違うとか、てっきり全国共通なのだと思っていたので今さら知ることが出来たり、ベテランの方から昔、こんな面白い不動産登記簿謄本取ったことあるよなど色々な経験談が聞けて、中でもディズニーランドのシンデレラ城の謄本を取ったら建物の種類が店舗・劇場なのに対し、スプラッシュマウンテンは建物の種類が遊技場とかではなくスプラッシュマウンテンってそのまま載っているなんて話も聞けて、ゼミ形式ならではのバラエティーに富んだ内容の研修でとても面白かったです。

とらすと法律事務所 古江裕子

第4回「自己破産」研修会を開催しました！

平成31年4月18日に自己破産の研修会を行いました。
(平成最後でした！) 新年度が始まったタイミングの忙しい時期であり、参加人数も集まらないのではないかと心配しておりましたが17名の方に参加いただきました。

今回の研修会では、自己破産の申したいは、ほとんどの事務局が経験のある業務であると考え、申立の手続ではなく、自己破産の基礎と管財人業務を行う事務所目線での申立書作成の注意ポイントをお話させていただきました。申立に関する実務的なところはあまり話せなかったため、実用性という点では個人差のある内容であったかと思いますが、改めて自己破産という手続を振り返ることができたという感想もいただくことができました。しかし、時間に限りがある



ことから詳細に話したかったところなどをお伝えすることができなかったこと、また、勉強不足であったため説明がうまく伝えられないところもあり反省しています。もう少し自己破産や管財人業務を勉強し、数年後にリベンジさせてください！改めて皆様、MOC研修会に参加いただきありがとうございました。

横浜はばたき法律事務所 吉原友美

研修案内

法学部出身でない方が法律事務所に勤務している場合、『六法全書は弁護士が読むもの』として、開いたことがない方もいらっしゃるでしょうか。

しかし、日々の簡単な業務でも、大抵、法律に基づいています。すなわち、仕事をしていて何か不明な点が出てきても、答えが六法に書いてあったりすることもありますので、六法の見方を覚える(六法を味方にする)ことは仕事の手助けになります。そこで今回は、六法を読む際のポイントを、主に民法に重点を置いて勉強したいと思います！皆様のご参加お待ちしております。

日 時：2019年5月30日(木) 18時45分～20時45分頃

場 所：横浜合同法律事務所 9階会議室

(横浜市中区日本大通17番地 JPR 横浜日本大通ビル)

受講料：MOC会員無料 会員外の方400円

※研修後、懇親会を行いますので、ぜひご参加下さい！

おすすめ書籍

法律事務の手引き 全訂第9版 (大阪弁護士会・大阪弁護士協同組合)



毎年この時期になると新人の先生が事務所に入所されることと思いますが、いつも困るのが、事務職員が主に担当する手続き的な業務についてどのようにして経験する機会を持ってもらうかだと思います。それは同時に、事務職員に対してこういった業務指示を将来行うかを学ぶことにもなるわけですが...

書証等の作成・資料収集・保全・執行・破産・再生・家事事件の申立・支払督促などそれぞれの分野のよく使うような書籍を積んでいくと、それこそ大変な感じになってしまうので、コンパクトに手続きがまとまった事務職員向け

の書籍をとということになるのではないかと思います。

たとえば、「法律事務職員実務講座」(一般社団法人法律事務職員全国研修センター)や「法律事務職員基礎研修テキスト」「応用研修テキスト」(一般社団法人日本弁護士補助職協会: JALAP)などが思い浮かぶのですが、どちらもそれなりの冊数があるため、どうしたものかという時の本書になります。

本書では、クレサラ系を除く手続き関係の実務について(任意整理・破産・管財・再生については「別冊債務整理編」)一冊にまとめたコンパクトな手引き書になります。(サイズが今時珍しい A4 版なので書籍の大きさは「コンパクト」ではありませんが、これは 1 ページに 4 つの書式を並べて表示するためのようですね。)

本書の特長は書式例が豊富なこと(当然 CD-ROM も同封)です。裁判所によって大きく運用が異なるクレサラ系とは異なり、横浜地裁管轄でも十分に実用的だと思います。

また、本書は構成が少し特徴的で、1章で法律事務所と事務職員、2章で事務職員の職務について概略が述べた後、「第3章 訴訟前の事務」「第4章 判決手続」と3章にて訴訟前の資料収集や戸籍・登記簿等の簡単な読み方、また、内容証明と23条照会を説明し、4章ではいわゆる一般の民事訴訟の流れを追うという構成になっています。続く5章で簡裁手続きを扱った後に、6章で保全、7章で執行、8章で担保取消、9章で供託と事務職員の主戦場についての解説となります。10章で刑事・少年事件について触れ、11章が家事事件として、離婚・相続・後見が取り上げられています。最後に12章でADRが、13章で不動産の登記申請が取り上げられて本書は終了となっています。

主に事務職員が担当するが、当然弁護士も知っておかなければならない実務について、短期間に全体像を把握する実務書としてはとてもよくまとまっていると思います。

役員 K

商品名【大阪弁護士協同組合】 https://www.osakalaw.jp/books/detail.php?b_id=219

MOCでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。ホームページまたは下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2019年6月 No172 発行責任者 柳原 康雄

連絡先 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー22階 上大岡法律事務所
事務局 藤本 剛 TEL 045(840)2444 FAX 045(840)2432

